

群馬県建設工事成績評定評価委員会設置要領

(趣 旨)

第1条 本規則は、群馬県に設置する建設工事成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、群馬県建設工事成績評定要領に基づき通知された評定点等について、請負者が再説明を求めた場合の回答について審議するものとする。

(委員会の委員及び組織)

第3条 委員会は、次表の委員で構成する。

土木工事・営繕工事・設備工事	
委員長	契約検査課長
委員	契約検査課検査主監（注1）
委員	契約検査課次長（技）（注1）
委員	契約担当者（注2）
委員	副所長又は次長（技）又は事業所長（注1・2）
委員	担当係長（注1・2）

（注1）検査員または総括職員として評定している者は除外する。

（注2）これによりがたい場合は契約担当者が他の者を選任する。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の会議)

第4条 委員長は、再説明を求められた契約担当者から依頼があったとき（様式1）、委員会の会議開催を決定し、契約担当者に通知（様式2）する。

2 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

3 委員会の会議は、非公開とする。

4 委員長は、評定者を会議に出席させる。

(委員会の庶務)

第5条 委員会の庶務は、当該工事の発注機関が行う。

附 則

1 この要領は、平成17年4月1日から適用する。

2 この要領の施行日をもって「群馬県環境・森林局工事成績評定評価委員会規則」、群馬県農業局農業基盤整備課所管請負工事成績評定評価委員会設置要領、「群馬県県土整備局工事成績評定評価委員会規則」は廃止する。

3 平成19年11月1日一部改正

4 平成20年 4月1日一部改正

5 平成21年 4月1日一部改正

- 6 平成26年 4月1日一部改正
- 7 平成31年 4月1日一部改正
- 8 令和 3年 4月1日一部改正

様式 1

第 年 月 日

群馬県建設工事成績評定評価委員長 様
(契約検査課長)

契約担当者

建設工事成績評定評価委員会の開催について (依頼)

下記のとおり再説明の請求があり、委員会の意見を求めたいので、委員会を開催して下さい。

記

- 1 工事名
(契約管理番号 :)
- 2 添付資料
工事成績採点表 ※工事成績評定要領 様式第 1
初回説明要求の質問書および回答書の写
再説明要求の質問書の写および回答案

様式2

第 年 月 日
号

(契約担当者) 様

群馬県建設工事成績評定評価委員長
(契約検査課長)

建設工事成績評定評価委員会の開催について

年 月 日付けで依頼のありました、下記工事に係る委員会の開催を決定しましたので通知します。

記

1 工事名

(契約管理番号 :)